

# 水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人  
広島県環境保健協会

理事長 兼 森 裕

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所				①津久茂公園			
採水年月日時		2026年3月10日 12時15分		天候		[前日] 晴	[当日] 晴
水の種類及び種類		給水栓水 浄水		採水時の温度		[気温] 7.8℃	[水温] 11.7℃
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		山本あかね	
受付日		2026年3月10日		検査期間		2026年3月10日～2026年3月19日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.017	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.007	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	プロモジクロロメタン	mg/L	0.006	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.006	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	9.4	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.4	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.008	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.51	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。

2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

# 水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人  
広島県環境保健協会  
理事長 兼 森 裕

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号  
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所				②美能松原公園			
採水年月日時		2026年3月10日 10時10分		天候		[前日] 晴 [当日] 晴	
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水時の温度		[気温] 6.1℃ [水温] 12.5℃	
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		山本あかね	
受付日		2026年3月10日		検査期間		2026年3月10日～2026年3月19日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.011	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.004	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.059	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	6.6	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.4	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.005	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.57	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。  
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

# 水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人

広島県環境保健協会

理事長 兼 森 裕

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所				③鹿川小学校			
採水年月日時		2026年3月10日 9時10分		天 候		[前日] 晴	[当日] 晴
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水時の温度		[気温] 6.7℃	[水温] 12.0℃
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		山本あかね	
受付日		2026年3月10日		検査期間		2026年3月10日～2026年3月19日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.014	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.006	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.005	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.010	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	10	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.09	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.0001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.0001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.006	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.56	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。  
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

# 水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人  
広島県環境保健協会

理事長 兼 森 裕

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号  
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所		④三高小学校		天 候		[前日] 晴	[当日] 晴
採水年月日時		2026年3月10日 10時35分		採水時の温度		[気温] 7.4℃	[水温] 10.7℃
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会	
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		山本あかね	
受付日		2026年3月10日		検査期間		2026年3月10日～2026年3月19日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.009	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.002	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	プロモジクロロメタン	mg/L	0.004	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.064	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	6.6	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.003	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.44	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—

判 定 上記検査項目については、水質基準に適合する。

検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

# 水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号



一般財団法人

広島県環境保健協会

理事長 兼 森 裕

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所				⑤鹿田公園			
採水年月日時		2026年3月10日 9時40分		天候		[前日] 晴	[当日] 晴
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水時の温度		[気温] 8.1℃	[水温] 13.4℃
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		採水者名		山本あかね	
受付日		2026年3月10日		検査期間		2026年3月10日～2026年3月19日	
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.017	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.007	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.006	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	プロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.011	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	10	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.5	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.008	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.39	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌 (ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—

判定 上記検査項目については、水質基準に適合する。

検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。

2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

# 水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人  
 広島県環境保健協会  
理事長 兼 森 裕  
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号  
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所		⑥大君公園		天候		[前日] 晴	[当日] 晴	
採水年月日時		2026年3月10日 8時30分		採水時の温度		[気温] 6.5℃	[水温] 11.9℃	
水の名称及び種類		給水栓水 浄水		採水者名		山本あかね		
採水者所属		一般財団法人 広島県環境保健協会		検査期間		2026年3月10日～2026年3月19日		
受付日		2026年3月10日		検査項目		単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.019	0.1以下	
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.007	0.03以下	
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.007	0.03以下	
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下	
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下	
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.009	0.2以下	
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下	
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下	
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	10	200以下	
フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	---	300以下	
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下	
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.0001以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.0001以下	
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下	
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下	
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.4	5.8以上8.6以下	
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと	
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと	
クロロホルム	mg/L	0.009	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下	
ジクロロ酢酸	mg/L	0.005	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下	
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.49	—	
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—	

判定 上記検査項目については、水質基準に適合する。

検査責任者 環境生活センター 水道事業課長 乙部将司

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。  
2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

# 水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人  
 広島県環境保健協会  
理事長 兼 森 裕  
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号  
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所 ①切串ふれあい公園							
採水年月日時	2026年3月10日 12時45分	天候	[前日] 晴 [当日] 晴				
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 10.2℃ [水温] 10.5℃				
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	山本あかね				
受付日	2026年3月10日	検査期間	2026年3月10日～2026年3月19日				
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.012	0.1以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと	トリクロ酢酸	mg/L	0.005	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	---	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.005	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.005	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	---	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	---	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	---	0.05以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	9.2	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	---	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	---	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	---	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジェオスミン	mg/L	---	0.0001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	---	0.0001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	---	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.6	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	7.2	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.005	0.06以下	色度	度	0.5 未満	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	0.03以下	濁度	度	0.1 未満	2以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	残留塩素	mg/L	0.51	—
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01以下	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。

2.残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。